

# 但馬農業高校での生活ルールについて

生徒は次の心得を良く理解して、人格の向上とより良き生活を心掛けてください。

## 1 生活の心得

### ・自立する人となろう。

- 1 社会で活動する人として
  - ・時間厳守「時間を守り、信用される人物となろう」
  - ・掃除徹底「掃除のような、地味なことにもしっかりと取り組める人物となろう」
  - ・挨拶実行「自分から気持ちの良い挨拶ができるようになろう」
- 2 価値観を高めよう。
  - ・「汗をいとわず」人の役に立とう。
  - ・「命を尊び」但馬農業高校の学びに誇りを持ち、責任ある態度をとろう。
  - ・「日々高きを志す」志をもち、主体的に生きよう。

## 2 生徒服装に関する規定

学校は公の場です。制服は正しく着こなしてください。

### (1) 夏季制服 (期間6/1～9/30)

男子	女子
規定のスラックス 規定の半袖ポロシャツ (裾だし可) 規定の長袖カッターシャツ (裾だし不可) ノーネクタイ	規定のスカート 規定のスラックス 規定の半袖ポロシャツ (裾だし可) 規定の長袖ブラウス (裾だし不可) ノーネクタイ

### (2) 冬期制服 (期間11/1～4/30)

男子	女子
規定のブレザー 規定のスラックス 規定のカッターシャツ (裾だし不可) 規定のネクタイ	規定のブレザー 規定のスカート (丈は、膝頭を基準とします) 規定のリボン 規定のスラックス・規定のネクタイ 規定のブラウス (裾だし不可)

### (3) 制服移行期間

5/1 ～ 5/31 10/1 ～ 10/31	左記の期間は、気温等に応じて軽装にするかどうかを自主的に判断してください。
----------------------------	---------------------------------------

### (4) アンダーウェアについて

- ・白、黒、灰色の無地とします。
- ・バックプリント等のないものとし、メーカーのワンポイントは認めます。
- ・アンダーウェアを外に出してはいけません。

## (5) 頭髪について

- ① 毎月、頭髪服装指導を実施します。頭髪や服装の状態によっては、再登校指導を実施します。
- ② 染色や脱色による頭髪の変色は禁止します。変色した場合は、改善を求めます。  
なお、ドライヤーやアイロン等の熱による変色についても、改善を求める場合があります。
- ③ パーマ、エクステ、そり込み、ライン、不自然な刈り上げ等は禁止します。このような頭髪にした場合は、改善を求めます。

## (6) 履物について

- ① スニーカー・運動靴・革靴等とします。
- ② スリッパ類は禁止します。スリッパ等で登校した場合は、指導します。

## (7) ソックス等について

- ① タイツは黒又はベージュの無地とします。

## (8) ベルトについて

黒色または茶色の無地の物を必ず着用してください。金具等の装飾は不可とします。

## (9) 防寒具について

- ① 防寒具は登下校時に着用してください。校舎内では防寒着を脱いでください。
- ② セーター類はネクタイ・リボンが見えるものを着用してください。なお、ブレザーからはみ出るような大きな形の物は禁止します。

## (10) その他

- ① やむを得ない事情で異装する場合は、異装願を提出し、指示を受けてください。
- ② 規定の制服を勝手に改造してはいけません。買い換えを指示する場合があります。
- ③ ネクタイ・リボンを忘れた人は生徒指導部に申し出て借用してください。  
借りた物は、その日の放課後に必ず返却してください。

## 3 生徒指導に関する注意事項

- (1) 登下校時の服装について  
登下校には、休日・長期休業中も含めて必ず制服を着用してください。
- (2) 通学バックについて  
華美でないものを使用してください。
- (3) 遅刻、欠席の連絡について当日の場合は、朝7:50~8:15に連絡してください。  
無断遅刻、欠席は、社会で通用しません。遅刻を繰り返す場合は、回数に応じて個人面談や家庭連絡を実施し遅刻改善に向けた指導を行います。
- (4) 授業教室に入らない等の怠学(なまけ)については禁止します。
- (5) アクセサリー類(ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット・ミサンガ・ファイテン等の健康グッズを含む)の着用は、登下校を含め禁止します。また、ピアスの穴をあけてはいけません。
- (6) 化粧(色付きリップ・マニキュア・アイライン・ファンデーション等)をすることは禁止します。
- (7) 自転車の二人乗り、ながら運転、傘差し運転等は道路交通法違反であり禁止します。
- (8) 携帯電話預かり指導について  
授業中の携帯電話ルール違反があった場合は、携帯電話の預かり指導を実施します。

\* 上記の校則に違反する場合は、反省文指導および家庭連絡を行います。

(9) アルバイト許可申請について

- ① アルバイトを始める場合は、「アルバイト許可願」を提出してください。
- ② 長期休業中もアルバイト先を継続する場合は「継続届」を提出してください。
- ③ アルバイト先が同じであっても、年度毎に申請手続きをしてください。
- ④ アルバイト先を変更する場合は、新規で「アルバイト許可願」を提出してください。
- ⑤ 許可条件を満たさなくなった場合には、許可を停止する場合があります。その場合は担任からご家庭に連絡します。
- ⑤ 書類関係

項目	運用
許可(更新)申請	原則年1回
継続申請	長期休業前に提出する

#### 4 特別指導対象事項

※ 以下の行為は、特別指導の対象です。絶対にしないようにしてください。

いじめ	性的不良行為
暴力（胸ぐらを掴む等を含む）	薬物乱用・飲酒
暴言（死ぬ、殺す等）	器物破損
授業妨害	不正乗車
ネットへの誹謗・中傷書き込み・画像流出等	青少年立ち入り禁止施設への出入り
指導に従わない行為	定期考査中の携帯電話所持
考査不正	危険物所持
窃盗・万引	迷惑行為・危険行為
喫煙・喫煙具所持・喫煙同席（タバコ類似品を含む）	家出
単車・自動車等の無断免許取得及び乗車	強要・恐喝
無断アルバイト	

#### 5 授業規律について

- (1) 授業の始めと終わりには、服装を再確認し、正しく着こなしてから挨拶をしてください。
- (2) 授業中の飲食は禁止しています。机上の飲食物等は、授業開始までに片付けてください。
- (3) 授業中の私語は全体の集中力を損ないます。教員の注意に従えない行動は、授業を妨害する行為です。
- (4) 授業中の立ち歩きは、授業を妨害する行為です。
- (5) 授業への遅刻は、周りの生徒の迷惑となります。授業に遅れることなく授業教室に移動してください。
- (6) 授業中の携帯電話の取り扱いについては、電源を切り各自で管理してください。授業中に使用している場合や電源を切り忘れて着信が鳴った場合は、携帯電話を学校で一時預かりとし、放課後の反省文指導終了後に返却します。

## 6 職員室の入室について

- (1) 入室前に制服の着こなしについて確認してください。
- (2) 入室時にノックを3回し「失礼します。〇〇年△△科の□□です。〇〇先生はいらっしゃいますか。」と伝えてください。
- (3) 友達同士の話し方ではなく「~ですか」「~ます」等の丁寧な言葉を使いましょう。

## 7 貴重品の管理について

- (1) 高価な金品は持って来ないでください。
- (2) 貴重品については、自己管理を徹底してください。体育や実習など教室移動の時は各自で貴重品を身につけるか貴重品提出箱を活用してください。

## 8 自転車について

- (1) 自転車の施錠を徹底してください。
- (2) 兵庫県では平成27年10月より、自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられています。本校でも自転車通学は保険加入が条件となります。

## 9 その他

### (1) 生徒の送迎について (お願い)

学校への車の乗り入れは大変危険ですのでお止めください。送迎される場合は、校門に入るまでの安全なエリアで停車して頂き、乗降させてください。

### (2) 学校から警察へ相談・通報制度について

生徒による非行事案等にかかる警察との連携については、平成16年4月8日付け教高第1045号「生徒による問題行動等の警察から学校への通報制度について（通知）」に基づいて取り組んでいるところです。また、県立学校から警察への相談・通報制度については、平成28年4月1日から運用されています。本校生も、以下のことについては、学校から警察へ相談、あるいは学校が先に認知した場合の通報を行います。

#### ① 警察に相談する場合

- ア 学校内外の者から暴行や傷害等を受けているおそれのある場合
- イ 所在確認が取れず、安否が分からない場合
- ウ ストーカーやデートDVに遭っているおそれのある場合
- エ 児童買春・児童ポルノ禁止法や青少年愛護条例違反等の犯罪被害に遭うおそれのある場合等

#### ② 警察に通報する場合

- ア いじめ行為があった場合
- イ 暴力事件や窃盗事件などの犯罪（触法事案）を行った場合
- ウ 暴走族や暴力団などの非行集団の一員となっている場合
- エ 同級生や後輩等に対して、非行グループへ加入するように強制したり、万引や恐喝等の犯罪を強要した場合等

# 生徒心得

生徒は次の心得を良く理解して、人格の向上とより良い生活を心掛けなければならない。

## 校内生活

### 1 礼 儀

- (1) 礼儀はその人の品性の現れである。常識のある社会人となるため、礼儀や節度を大切にすることを習慣を育てよう。
- (2) 職員及び生徒間においても常に礼儀正しくするよう心掛けよう。
- (3) 言語は粗暴にならぬよう気をつけ、また、誤解を招くような発言は慎もう。

### 2 服 装

- (1) 服装は端正質素を心掛ける。
- (2) 衣服・携行品には記名し、自分の責任で保管すること。
- (3) 生徒の服装（制服・靴・頭髪等）についての規定は別に定める。
- (4) 特別の事情により服装規定を守れない場合は、担任又は生徒指導部に申し出て許可を得なければならない。

### 3 行 動

- (1) 学業に励むことは生徒の本分である。意欲的な学習態度を養おう。
- (2) 教室内では静粛にし、授業の前後には服装を正し、起立・礼の挨拶をしよう。
- (3) 登校後の外出は許可しない。ただし、特別の事情により外出を希望する場合は、担任又は生徒指導部に申し出て許可を受けること。
- (4) 生徒間において物品・金銭の貸借をすることは慎もう。

- (5) 午後5時以降は担当の先生の許可を得て、その指導のもと活動すること。
- (6) 落とし物、拾い物は直ちに担任又は生徒指導部に届け出ること。
  
- (7) 校内に掲示、貼紙、陳列、印刷物を配布するような場合は、事前に生徒指導部の許可を受けること。

#### 4 公共物

校舎・校具その他公共の器物は大切に扱う。故意に破損することのないよう心掛け、また、使用後は責任をもって後始末をすること。

#### 5 清掃

- (1) 校舎の清掃は誰もが責任を持って丁寧に行い、お互い協力して美化に努めること。
- (2) 清掃の開始・終了時には、担当の先生の点呼・点検を受けること。

#### 6 交友

- (1) お互いの人格と個性を尊重し、友情と信頼の関係を築き、いじめや暴力を追放しよう。
- (2) 男女間の交際は、節度を失わないものにしよう。

### 校外生活

#### 1 行動

- (1) 自らの行動に責任を持ち、地域の人たちに信頼される行動をしよう。
  
- (2) 登下校の途中はもちろん、私生活の面においても規則正しい生活をしよう。
  
- (3) 交通ルールやマナーを守り、自転車の傘さし運転、2人乗り、並進などの運転をしないこと。
  
- (4) 交通事故の被害者又は加害者となった時は、直ちに学校・警察へ届け出ること。

#### 2 外出・外泊

- (1) 外出・外泊は、行き先、用件、時間などについて必ず保護者の許可を受けること。

## 禁止事項

次の行為をした場合は、規定による指導処置を行う。

- 1 喫煙、飲酒、薬物乱用をした者。
- 2 窃盗、万引き、金品強要、恐喝、暴力行為、破壊行為等をした者。
- 3 無免許運転等の交通法令に反する行為をした者。
- 4 未成年者の立ち入り禁止場所へ出入りした者。
- 5 青少年愛護条例に違反した者。
- 6 深夜徘徊をした者。
- 7 単車・自動車免許取得について学校の指導に違反した者。
- 8 無届アルバイトをした者
- 9 考査の際、不正行為をした者。
- 10 スマートフォン・携帯電話等において、画像や動画の無断撮影及びSNS・インターネット上への無断掲載・誹謗中傷等の行為をした者。
- 11 その他、学校の秩序を乱し、又は生徒の本分に反した者、本校の指導に従えない者。